

事業名	国選定文化財保存事業		
事業内容 (目的・概要)	重要伝統的建造物群保存地区内に所在する建造物の保存修理及び修景事業に対して、補助金を交付する。		
事業主体	重要伝統的建造物群保存地区の所在する市町		
採択要件	<p>保存地区の保存のため、市町が自ら行う事業又は所有者等の行う次の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伝統的建造物その他の工作物の修理 (2) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の修景 (3) 保存地区内の自然物及び土地の復旧又は修景 (4) 保存地区内の建造物やその他の物件の管理のために必要な防災施設・標識等の設置 (5) 伝統的建造物及びその敷地等の買い上げ 		
補助率、融資額、 その他の財源 措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国の補助率 事業費の 50%、65% (過疎地) (2) 県の補助率 国補残の 25%以内 		
制度創設年度	昭和 51 年		
関係省庁名	文化庁		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度実績 竹原市 1 事業 呉市豊町 1 事業 福山市 1 事業 廿日市市 1 事業 		
問合せ先	教育委員会事務局管理部文化財課		
	Tel	082-513-5021	e-mail bunka@pref.hiroshima.lg.jp